

# 北浜緑地・護岸整備工事が始まりました！

## 事業概要

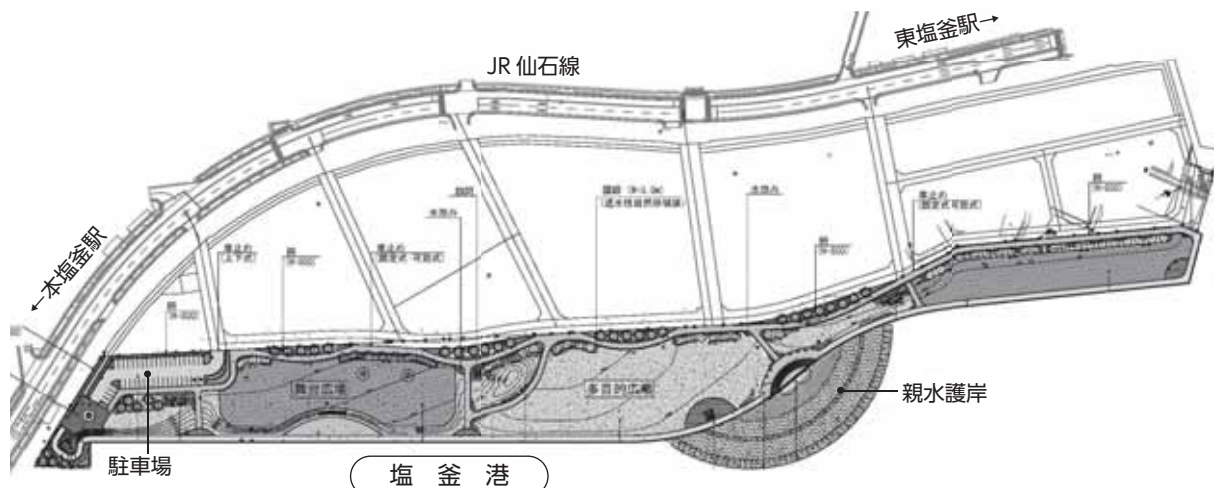
津波・高潮から地域住民を守り、人々が海に親しみながら交流できる憩いの空間・賑わいの水辺空間を創出するための緑地護岸の整備が宮城県により進められています。

**実施主体** 宮城県（仙台塩釜港湾事務所）

**場 所** 仙台塩釜港（塩釜港区）北浜地区

**整備内容** 直壁護岸・親水護岸（TP3.3㍍）、園路、トイレ棟、広場（芝・クレー）、駐車場、照明灯、そのほか

**工事期間** **防潮堤・護岸** 平成27年度まで **緑地公園** 平成28年度まで



☎ 商工港湾課みなとまちづくり係 ☎ 364-1124

## 宅地防災対策支援制度のお知らせ

東日本大震災で被災した宅地のかさ上げや、擁壁の復旧などを支援します。なお、該当する工事をすでに実施している場合も対象となります。ただし、建物の修繕は対象外です。

### 防災対策工事

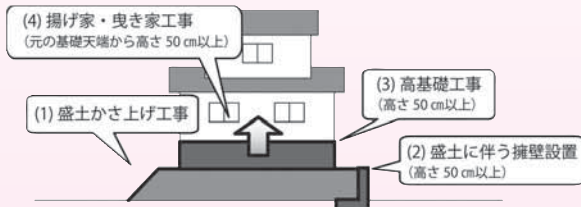
**受付期限** 平成30年3月30日(金)まで

**対象者** 東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅の再建のために下記工事を実施する所有者

**対象宅地** 個人が所有する居住に供する宅地（営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外）

**対象工事・助成内容（対象経費の2分の1を助成）**

- (1) かさ上げ工事（上限20万円）
- (2) かさ上げに伴う擁壁工事（上限100万円）
- (3) 高基礎工事（上限100万円）
- (4) 曳き家又は揚げ家工事（上限300万円）



### 被災宅地復旧工事（擁壁など）

**受付期限** 平成30年3月30日(金)まで

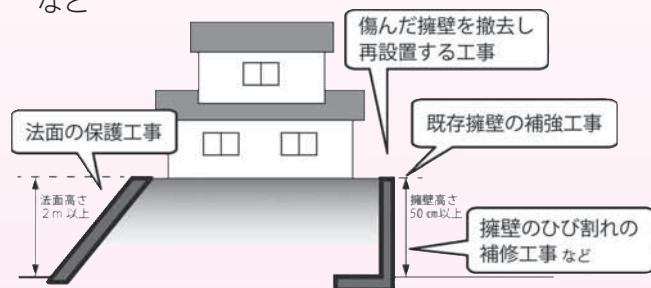
**対象者** 東日本大震災により被災した宅地の所有者、管理者など

**対象宅地** 個人の居住に供する宅地（営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外）

**対象工事・助成内容**

**（対象経費の2分の1を助成、上限150万円）**

のり面保護工事、擁壁の設置または補強・補修工事など



☎ 都市計画課・定住促進課 ☎ 364-2510